

知多市建設工事等事務取扱要領

改正 令和6年3月26日

第1章 通則

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市の発注に係る請負工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託（以下「設計等の委託」という。）について、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号。以下「規則」という。）等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建設工事等の契約方法)

第2条 請負工事及び設計等の委託（以下これらを「建設工事等」という。）の契約方法は、制限付き一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「入札等」という。）とする。

(入札参加資格の告示)

第3条 総務部財政課長（以下「財政課長」という。）は、隔年の12月末日までに翌年度及び翌々年度に知多市が執行する制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、参加資格申請の時期及び方法その他必要な事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5又はこれを準用する令第167条の11の規定に基づく告示の手続を行わなければならない。

(入札参加資格申請の受付)

第4条 財政課長は、前条の告示の内容に従って、制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者から、入札参加資格審査申請書その他必要書類を提出させ、これを整理し、資格があると判断したものについて知多市指名審査会（以下「審査会」という。）の審査に付し、市長決裁を受けて有資格者名簿（以下「指名業者等一覧」という。）を作成するものとする。

(建設工事等の発注見通しの公表)

第5条 各課等の長は、別に定める「知多市の入札及び契約事務に係る公表に関する事務処理要領（以下「公表要領」という。）」に従い、毎年度3月15日までに、翌年度に発注することが見込まれる建設工事等のうち、設計金額が130万円を超えると見込まれる請負工事及び設計金額が50万円を超えると見込まれる設計等の委託の発注見通しについて、公共工事発注見通し一覧表（公表要領第1号様式）に次の事項を記載して、財政課に提出するものとする。

(1) 工事名（設計等の委託の場合は、委託業務名）、路線等の名称、場所、期間、業種、

工事概要（設計等の委託の場合は、委託概要）及び担当課名

(2) 入札又は契約方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

- 2 各課等の長は、前項の公共工事発注見通し一覧表に変更がある場合には、変更後の事項を速やかに財政課に提出するものとする。
- 3 財政課は、各課から提出された公共工事発注見通し一覧表を取りまとめ、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日）以後遅滞なく公表するものとする。
- 4 前項の規定に基づき公表した発注見通しに関する事項は、7月1日、10月1日及び1月1日を目途とし、見直しを行い、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。
- 5 前2項の公表は、公共工事発注見通し一覧表を知多市公式ホームページに掲載し、閲覧に供する方法とし、公表の期間は当該年度の3月31日までとする。

（設計書の作成）

第6条 各課等の長は、建設工事等を施行しようとするとき、又は建設工事等の内容を変更しようとするときは、設計書、設計図面及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）又は変更設計書その他必要な設計図書を作成するものとする。

2 前項に規定する設計書及び変更設計書の作成部数は次のとおりとし、決裁用の1部を除いては金抜きとするものとする。

(1) 設計書 入札等に参加する業者数、次条に規定する決裁用の1部及び契約用の2部を加えた数。ただし、電子入札又は知多市電子契約実施要領第2条に規定する電子契約を締結する場合（以下電子契約に係る用語の意義は同条の定義によるものとする。）は、この限りでない。

(2) 変更設計書 第36条に規定する決裁用の1部及び契約用の2部。ただし、電子契約を締結する場合は、この限りでない。

（施行の伺い）

第7条 各課等の長は、建設工事等を施行しようとするときは、施行伺兼予算執行書（第1号様式）を作成し、前条第1項の設計書と併せて決裁を受けるものとする。

第2章 制限付き一般競争入札

（入札の公告等）

第8条 各課等の長は、別に定める「知多市制限付き一般競争入札を対象とする建設工事の基準」に従い、制限付き一般競争入札を執行しようとするときは、当該入札に係る参

加資格について、制限付き一般競争入札審査表（第2号様式）により審査会の審査を経た後に、令第167条の6並びに規則第7条及び第8条に基づく、次の事項について公告の手続を行うとともに、当該公告の写しを財政課で閲覧に供するものとする。ただし、入札執行日までは、掲示することにより行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札執行の場所及び日時（電子入札にあっては、入札期間及び開札の日時）
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 予定価格（入札前に公表する場合に限る。）
- (8) 電子入札である場合にあっては、その旨
- (9) その他必要な事項

2 前項の公告及び閲覧の開始時期は、入札執行日の概ね40日前までとする。

（設計図書の閲覧）

第9条 各課等の長は、前条の規定により公告した内容に従い、制限付き一般競争入札に付そうとする建設工事に係る設計図書を閲覧に供するものとする。

2 各課等の長は、前項の規定による設計図書の閲覧を求められたときは、閲覧者カード（第3号様式）に閲覧を希望する者の住所、氏名等必要事項を記入させ、これを整理しておくものとする。ただし、電子入札システムを利用して設計図書を閲覧させる場合は、この限りでない。

（入札参加申請の受付）

第10条 各課等の長は、第8条の規定により公告した内容に従い、当該制限付き一般競争入札に参加を希望する者から次の書類を提出させるものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札参加申請書（第4号様式）
- (2) 同種・類似工事の施工実績調書（第5号様式）
- (3) 配置予定の技術者に関する調書（第6号様式）

2 制限付き一般競争入札を電子入札により行う場合は、前項に掲げる書類については、電子入札を執行する者（以下「電子入札執行者」という。）に対し、電子入札システムにより送信させるものとする。ただし、電子入札システムにより送信することができない場合には、その他の方法で提出させるものとする。

3 各課等の長（電子入札による場合は電子入札執行者）は、第1項の規定による入札参

加の申出があったときは、第4条に規定する指名業者等一覧と照合し、これに登載されている者以外の者からの入札参加の申出は却下するものとする。

4 各課等の長（電子入札による場合は電子入札執行者）は、前3項の規定により申請を受け付けたときは、入札参加申込書受付票（第7号様式）を交付するものとする。

（設計図書等の配付）

第11条 各課等の長は、前条の規定により制限付き一般競争入札への参加の申請を受け付けた者に対し、設計図書及び入札者心得書を配付するものとする。

（入札の無効）

第12条 次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札（押印については電子入札の場合を除く。）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札
- (11) 入札書の記載金額を訂正した場合において、訂正印（入札参加者の印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札
- (12) 規則第7条に規定する入札の公告に予定価格を記載する場合にあっては、予定価格の制限の範囲を超える価格の入札、工事費内訳書の提出のない入札又は工事費内訳書の工事価格を超える入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する電子入札は無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに市等に到達しない電子入札
- (2) 電子署名又は電子証明書のない電子入札
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った入札

（予定価格等の決定）

第13条 各課等の長は、予定価格書（第8号様式）及び最低制限価格計算書（第9号様式）（設計等の委託の場合を除く。次項において同じ。）に、所要事項（予定価格書の予定価格及び最低制限価格の欄を除く。）を記入し、入札執行日の3日前までに市長に提出するものとする。ただし、第8条の規定により予定価格を公告する場合（以下「予定価格を事前公表する場合」という。）にあつては、公告日の3日前までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の予定価格書及び最低制限価格計算書を受け取ったときは、設計金額及び最低制限価格計算書を参考にして、予定価格書に予定価格及び最低制限価格（設計等の委託の場合を除く。）を記入し、署名し、及び押印し、並びに封入及び封印し、入札執行日まで厳重に保管するものとする。この場合に用いる印鑑は私印とする。ただし、予定価格を事前公表する場合にあつては、予定価格書の封入及び封印を要しない。

3 前項の規定による予定価格書の保管は、企画部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」という。）が行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、電子入札による場合の予定価格書の保管は、一般会計、特別会計及び下水道事業会計にあつては、財政課長が、水道事業会計にあつては、都市整備部水道課長（以下「水道課長」という。）が、それぞれ行うものとする。

（公表する予定価格）

第14条 第8条第1項の規定により公表する予定価格は、規則第14条の規定により予定した価格から消費税及び地方消費税相当分を差し引いた価格（入札書比較価格）とする。

（入札の執行）

第15条 各課等の長は、入札執行日の当日になったら入札執行開始時間までに当該入札に係る予定価格書を秘書広報課長から受け取るものとする。ただし、予定価格を事前公表する場合若しくはやむを得ない事情があると認められるときは、告示日又は入札執行日の前までに、これを受け取ることができる。

2 各課等の長は、前項の規定にかかわらず、電子入札による場合は、告示日の前日までに予定価格書を市長から受け取り、電子入札執行者に渡すものとする。

3 各課等の長は、電子入札の場合を除き、入札に際し次の事項を確認しなければならない。

(1) 入札に参加しようとする者から、入札参加申込書受付票（写しも可。）を提示させ、資格の有無について確認する。

(2) 代表者が入札に参加しようとする場合は、免許証等身分を証明できるものを提示さ

せ、代表者本人であることを確認する。

(3) 代表者以外の社員が入札に参加しようとする場合は、社員証等身分を証明できるものを提示（委任状の提出も可。）させ、当該社員であることを確認する。

(4) 代理人（社員以外）が入札に参加しようとする場合は、委任状を提出させる。

4 各課等の長は、入札参加業者に当該入札に係る入札金額を記載した入札書（第10号様式）を封入させ、入札箱に投入させるものとする。この場合において、工事費内訳書（第34号様式）を同時に提出させるものとする。

5 各課等の長は、前項の工事費内訳書の記載内容を審査したうえで、入札漏れのないことを確認し、開封を宣言し、入札書の開封及び入札執行調書（第11号様式）の作成をするものとする。この場合における工事費内訳書の審査、入札書の開封及び入札執行調書の作成は、補助者をして行うことができる。

6 電子入札による入札の執行をした場合は、前2項については、電子入札執行者が、電子入札システムを利用して行うものとする。

（落札候補者の決定）

第16条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者）について、入札書の記載金額の低い順に審査順位を決定し、このうち、最も入札書の記載金額の低い者を落札候補者とし、次条の規定により落札者が決定されるまで落札を保留する。

2 前項に規定する審査順位決定において、同価の入札をしたものが2人以上あるときは、くじにより審査順位を決定する。

（落札者の決定等）

第17条 各課等の長（電子入札による場合は電子入札執行者）は、第10条第1項第2号及び同項第3号に規定する書類の内容を確認するための資料その他市長が指示する資料を落札候補者から提出させ、落札候補者の参加資格について審査する。

2 前項の審査の結果、落札候補者が当該入札への参加資格を満たすことが確認できた場合は、落札候補者を落札者として決定し、入札参加者に通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、落札候補者が当該入札への参加資格を満たしていないと認められる場合は、当該落札候補者は失格とし、前条で決定した審査順位に従って新たな落札候補者を決定し、第1項の審査を行う。

4 前項に規定する新たな落札候補者の決定は、第2項の規定により落札者が決定されるまで繰り返すものとする。

5 各課等の長（電子入札による場合は電子入札執行者）は、第3項の規定により失格と

なった者に対し、制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書（第12号様式）により、失格となった理由とともにその旨を通知するものとする。

- 6 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（知多市の休日を定める条例（平成2年知多市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、失格となった理由についての説明を求めることができる。

（設計図書の取扱い）

第18条 各課等の長は、入札会を終了したときは、入札参加業者に対し配付した設計図書（工事費内訳書を含む。）を回収するものとする。

（入札結果等の公表）

第19条 各課等の長は、制限付き一般競争入札を執行したときは、その結果について当該入札に係る入札執行調書、入札書及び予定価格書を取りまとめ、速やかに市長に報告するとともに、入札執行調書の写しを、財政課長へ提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札による入札の執行をした場合の入札結果等の市長報告は、電子入札執行者が行うものとする。

- 3 財政課長は、第1項の規定による入札執行調書の写しを受け取ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 4 前項の公表は、1年間、財政課で閲覧に供するものとする。ただし、契約概要書（公表要領第2号様式）を公表するまで又は当該入札会が不調となった場合は、入札執行日以後7日を経過する日までの間は、市役所2階入札情報掲示板（以下「入札情報掲示板」という。）に掲示することにより行うものとする。

第3章 指名競争入札

（指名業者の選定）

第20条 各課等の長は、建設工事等の請負に際し、指名競争入札を執行しようとするときは、第4条に規定する指名業者等一覧に登載されている者の中から知多市指名審査会設置要綱の規定に基づき、指名業者の選定原案を作成しなければならない。

（指名業者の決定）

第21条 各課等の長は、前条の規定により指名業者の選定原案を作成したときは、指名審査表（第13号様式）を作成し、これを審査会の審査に付さなければならない。ただし、建設工事のうち設計金額が1件130万円以下のもの又は設計等の委託のうち設計金額が1件50万円以下のものについては、審査会の審査を省略することができる。

- 2 各課等の長は、審査会の審査に付す案件（以下「審査会案件」という。）について、前項の規定による審査表を作成したときは、指定された日時までに審査会事務局（財政

課。以下「事務局」という。)へ提出しなければならない。

- 3 審査会は、審査会案件を審査したときは、当該審査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の報告を受けたときは速やかに指名業者を決定し、指名業者決定通知として、市長が押印した指名審査表を、各課等の長に送付するものとする。
- 5 前2項の事務処理は、事務局がこれにあたるものとする。

第22条 前条第1項ただし書の規定により、審査会の審査を省略したものに係る指名業者の決定にあたっては、各課等の長は競争入札参加業者決定伺により、知多市決裁規程(昭和49年知多市訓令第2号。以下「決裁規程」という。)に定める区分に従い決裁を受けなければならない。

(指名業者への通知)

第23条 各課等の長は、前2条の規定により、指名業者が決定されたときは、入札執行の日時等を調整し、部長決裁の後に指名業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の規定に基づき、適切な見積期間を考慮して直接手渡すものとする。この場合、第6条第2項に規定する金抜き設計書、設計図面その他必要な書類も併せて手渡すものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札による場合の通知は、電子入札システムにより、電子入札執行者が行うものとする。

(指名業者の公表)

第24条 各課等の長は、設計金額が130万円を超える工事又は設計金額が50万円を超える設計等の委託について、指名競争入札の執行日時等を決定したときは、前条の通知書の配付の日の前日までに業者選定調書を作成し、事務局へ提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札による場合の業者選定調書の作成は、電子入札執行者が行うものとする。
- 3 事務局は、前2項の業者選定調書を受け取ったときは、指名業者への通知日にこれを公表するものとする。
- 4 前項の公表は、1年間財政課で閲覧に供するものとする。ただし、入札執行日までは、入札情報掲示板に掲示することにより行うものとする。

(準用規定)

第25条 第12条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第13条第1項中「市長」とあるのは「決裁規程別表第1に規定する予定価格書の作成者(以下「予定価格書作成者」という。)」

と読み替え、同項ただし書中「第8条に規定する公告日」を「指名競争入札通知日」と読み替え、同条第2項中「市長」とあるのは「予定価格書作成者」と読み替え、同条第3項中「企画部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」という。）」とあるのは「企画部秘書広報課長又は予定価格書作成者が部長の場合は部長（以下「予定価格書保管者」という。）」と読み替え、第15条第1項中「秘書広報課長」とあるのは「予定価格書保管者」と読み替え、同条第4項中「工事費内訳書（第34号様式）」とあるのは「工事費内訳書（第34号様式）（設計等の委託にあつては、委託費内訳書（第35号様式）」と読み替え、第19条第1項中「制限付き一般競争入札を」とあるのは「指名競争入札を」と、「市長」とあるのは「予定価格書作成者」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

（参加業者の決定）

第26条 第20条から第23条までの規定は、随意契約の場合にこれを準用する。この場合において、第20条中「指名競争入札」とあるのは「随意契約」と、「指名業者の選定原案を作成」とあるのは「随意契約に係る見積書徴収業者を選定」とそれぞれ読み替え、第21条中「指名業者の選定原案を作成」とあるのは「見積書徴収業者を選定」と、「指名業者を決定」とあるのは「見積書徴収業者を決定」と、「指名業者決定通知」とあるのは「見積書徴収業者決定通知」とそれぞれ読み替え、第22条中「指名業者の決定」とあるのは「見積書徴収業者の決定」と、「競争入札参加業者決定伺」とあるのは「見積書徴収業者決定伺」とそれぞれ読み替え、第23条中「指名業者」とあるのは「見積書徴収業者」と、「入札執行」とあるのは「見積書（第16号様式）の徴収」とそれぞれ読み替えるものとする。

（予定価格等の決定）

第27条 第15条第1項及び第2項の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。この場合において、「入札執行日」とあるのは「見積書徴収の日」と、「市長」とあるのは「予定価格書作成者」と、「企画部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」という。）」とあるのは「予定価格書保管者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（執行調書の作成）

第28条 各課等の長は、第23条の規定を準用する第26条の規定により見積書を徴収した場合は、見積書徴収の経過及び結果について、随意契約執行調書（第18号様式）を作成し、見積書及び予定価格書と一括して予定価格書作成者に報告しなければならない。

第5章 契約の履行

(契約の締結)

第29条 各課等の長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書（第19号様式）を2部作成し、支出負担行為の決裁区分による決裁権者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けた後、契約の締結をするものとする。この場合、契約書の1部は契約主管課が、1部は契約者がそれぞれ保管するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札による場合の契約の締結については、電子入札執行者が行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、電子契約を締結する場合は、電子契約書を作成し、電子契約サービスのファイルサーバー内で保管するものとする。

(予定価格の事後公表)

第30条 予定価格を事前公表する場合を除き、契約締結後であっても予定価格は公表しないものとする。

(契約の内容公表)

第31条 各課等の長は、第29条の規定により契約を締結したもののうち、設計金額が130万円を超える工事に係るものにあつては遅滞なく契約概要書を作成し、財政課へ提出するものとする。

2 事務局は、前項の契約概要書を受け取ったときは、これを公表するものとする。

3 前項の公表は、1年間財政課において閲覧に供するものとする。ただし、契約締結後7日を経過する日までの間は、入札情報掲示板に掲示することにより行うものとする。

(支出負担行為)

第32条 第29条の規定により契約を締結した建設工事等について、各課等の長は、速やかに支出負担行為決議書（知多市予算決算会計規則第60条）により、決裁権者の決裁を受けなければならない。この場合の起案日及び決議日は前条の契約締結の日と同一日とする。

(提出書類)

第33条 各課等の長は、請負工事において第29条の規定による契約を締結したときは、契約者から次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに提出させるとともに、当該書類について決裁権者に報告するものとする。なお、設計等の委託においては、設計図書に定めるところによるものとする。

(1) 工程表（第20号様式） 設計図書に定める期日まで

(2) 現場代理人及び主任技術者等通知書（第21号様式） 契約締結日以後5日以内

(3) 現場代理人及び主任技術者等兼務届（第36号様式） 設計図書に定める期日まで

- (4) 請負代金内訳書（第 3 7 号様式） 契約締結日以後 1 4 日以内
- (5) 施工計画書（第 2 2 号様式） 現場の工事に着手する日まで
- (6) 建設業法第 2 4 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳の写し(第 2 2 - 2 号様式)
現場の工事に着手する日まで

2 各課等の長は、建設工事等の内容及び施工方法が軽易であると認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず同項第 5 号の施工計画書の提出を省略させることができる。

（監督員の任命）

第 3 4 条 各課等の長は、監督員を選任したときは、監督員兼検査員任命通知書（第 2 3 号様式）により、決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 各課等の長は、前項の規定により監督員が決定したときは、その職、氏名等を契約締結日以後 5 日以内に、監督員通知書（第 2 3 号様式その 2）により契約者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により監督員に任命された者の一般的な職務は、規則第 5 0 条に規定するもののほか、別に定める知多市建設工事等監督要領に定めるところによる。

（設計変更の手続）

第 3 5 条 各課等の長は、監督員と現場代理人との間において知多市設計変更事務取扱要領に定める設計変更の協議が整い、当該変更の内容を業者に通知したときは、遅滞なく第 6 条に規定する変更設計書を作成しなければならない。ただし、現場等の状況を勘案し、設計変更の協議が 2 回以上に及ぶことが想定されるときは、同要領の規定の手続きをとったうえで、変更協議の内容を取りまとめ工期の末までに変更設計書を作成することができる。

2 前項の変更設計書は、変更施行何兼変更予算執行書（第 2 4 号様式）と併せて決裁権者の決裁を受けるものとする。

（変更契約の手続）

第 3 6 条 第 2 9 条及び第 3 2 条の規定は、変更契約の場合にこれを準用する。この場合において、第 2 9 条中「契約の」とあるのは「変更契約の」と、「契約書」とあるのは「変更契約書（第 2 5 号様式）」と、「電子契約を」とあるのは「電子契約を変更する電子契約を」と、「電子契約書」とあるのは「変更電子契約書」とそれぞれ読み替え、第 3 2 条中「契約」とあるのは「変更契約」と読み替えるものとする。

（変更契約の内容公表）

第 3 7 条 各課等の長は、第 3 6 条の規定により変更契約を締結したもののうち、当初設計金額が 1 3 0 万円を超える工事に係るもので、契約金額又は工期の変更を伴う契約の

変更をしたときは、遅滞なく変更契約概要書（公表要領第3号様式）を作成し、事務局へ提出するものとする。

- 2 事務局は、前項の変更契約概要書を受け取ったときは、これを公表するものとする。
- 3 前項の公表は、1年間財政課において閲覧に供するものとする。ただし、契約締結後7日を経過する日までの間は、入札情報掲示板に掲示することにより行うものとする。
（変更工程表等の提出）

第38条 各課等の長は、変更契約を締結したときは、当該契約が工期の延長に係る場合に限り、契約変更の締結の日以後5日以内に契約者から次の書類を提出させるとともに、当該書類について、決裁権者に報告するものとする。ただし、第35条第1項ただし書の規定により2回以上に及ぶ変更協議の内容を取りまとめて変更設計書を作成する場合は、それぞれの変更協議が成立した日以後5日以内に提出させるものとする。

(1) 変更工程表（第26号様式）

(2) 変更施工計画書（第27号様式）

- 2 各課等の長は、建設工事等の内容及び施工方法が軽易であると認めるものにあつては、前項の規定にかかわらず同項第2号の変更施工計画書の提出を省略させることができる。

（出来形検査）

第39条 各課等の長は、契約者が当該契約に係る部分払を受けようとするときは、出来形検査申出書（第28号様式）を提出させるものとする。

- 2 各課等の長は、前項の規定による出来形検査申出書を受け取ったときは、速やかに出来形検査員を選任し、監督員兼検査員任命通知書により決裁権者の決裁を受けなければならない。
- 3 前項の規定により出来形検査員を任命された者は、出来形検査申出書を受領した日から工事請負契約にあつては14日以内に、その他の契約にあつては10日以内に出来形検査を実施しなければならない。
- 4 前項の検査期限は、検査結果の通知の日までを含む。

（完了検査）

第40条 各課等の長は、当該契約に係る建設工事等が完了したときは、直ちに契約者から完了届（第29号様式）を提出させるものとする。

- 2 各課等の長は、前項の規定による完了届を受け取ったときは、速やかに完了検査員を選任し、監督員兼検査員任命通知書により決裁権者の決裁を受けなければならない。
- 3 前項の規定により完了検査員を任命された者は、完了届を受けとった日から工事請負

契約にあつては14日以内に、その他の契約にあつては10日以内に完了検査を実施しなければならない。

4 前項の検査期限は、検査結果の通知の日までを含む。

(検査の方法)

第41条 前2条に規定する出来形検査、完了検査及び建設工事等の適正な履行を確保するために実施しようとする中間検査の方法等については、別に定める知多市建設工事等検査要領に定めるところによる。

(前金払)

第42条 各課等の長は、知多市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第36条、知多市建築設計監理業務委託契約約款第33条の2又は知多市土木設計業務等委託契約約款第33条の2の規定による前払金の支払をしようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約者との間で締結された保証契約に基づく保証証書（以下「保証証書」という。）を添付した前金払請求書（第30号様式）を契約者から提出させなければならない。

2 契約者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知多市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

3 各課等の長は、第1項の請求書を受け取ったときは、支出命令書により決裁権者の決裁を受けたうえで、14日以内に当該前払金を支払うものとする。

(中間前金払)

第42条の2 各課等の長は、契約者が工事約款第36条の規定による中間前払金の支払を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。

(1) 中間前金払認定請求書（第30号様式の2）

(2) 工事履行報告書（第30号様式の3）

2 各課等の長は、契約者から前項の規定に基づく書類の提出があつたときは、契約者が知多市公共工事に係る前金払取扱要綱第5条の要件を満たしていることの確認を行うものとする。

3 前項の規定に基づく工事の進捗の確認は、工事履行報告書をもつて行うものとし、各課等の長は、必要に応じて、契約者に対して資料の提出等を求めることができる。

4 各課等の長は、第2項の規定に基づく確認を行ったときは、契約者が中間前払金を請

求する要件を備えていることを認定するか否かについて、中間前金払認定調書（第30号様式の4）により契約者に通知するものとする。

5 中間前払金を請求する要件を備えていると認定された者は、中間前金払認定調書の受領後速やかに、中間前金払請求書（第30号様式の5）に中間前金払認定調書と中間前払金に関する保証証書を添えて、中間前払金を請求することができる。

6 契約者は、前項の保証証書に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知多市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

（部分払）

第43条 各課等の長は、第39条第1項の規定による部分払金の支払をしようとするときは、出来形検査の合格通知を送付した日以後に部分払請求書（第31号様式）を契約者から提出させなければならない。

2 各課等の長は、前項の請求書を受け取ったときは、支出命令書により決裁権者の決裁を受けたうえで、14日以内に当該部分払金を支払うものとする。

（契約代金の支払）

第44条 各課等の長は、建設工事等の完了に係る契約代金の支払をしようとするときは、完了検査の合格通知を送付した日以後に請求書（第32号様式）を契約者から提出させなければならない。

2 各課等の長は、前項の請求書を受け取ったときは、支出命令書により決裁権者の決裁を受けたうえで、当該請求書が工事請負契約に係るものにあつては40日以内、その他の契約に係るものにあつては30日以内に当該契約代金を支払うものとする。

第6章 補則

（工事台帳）

第45条 各課等の長は、建設工事等が完了したときは、工事台帳（第33号様式）を作成し、建設工事等の施行経過及び検査が完了した旨を明らかにしておかなければならない。

（委任）

第46条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

この要領は、平成8年8月1日から施行する。

この要領は、平成11年4月1日から施行する。
この要領は、平成13年4月1日から施行する。
この要領は、平成14年4月1日から施行する。
この要領は、平成15年10月1日から施行する。
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
この要領は、平成18年7月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年1月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年10月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。